

令和3年度報酬改定に関する内容は赤字及び下線で表示しています。

（3月31日時点変更点）は青字及び下線（波線）で表示しています。

2 居宅介護支援事業所の実地指導について

（3）実地指導における確認事項について（**変更があった部分**及び指導事例）

3 契約書・運営規程・重要事項説明書

【内容及び手続の説明及び同意：重要事項説明書】

【前6月間のサービス提供状況】

居宅介護支援の提供の開始に際し、以下の事項について説明を行う必要があります。

また、説明に当たっては、文書の交付に加えて、口頭での説明を懇切丁寧に行い、理解したことについて、利用申込者から署名を得る必要がありますので、重要事項説明書等に記載することが適当です。なお、運営基準減算の対象ともなっていますので注意してください。

- ・前6月間【注1】に事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに、次のサービス【注2】が、それぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合
- ・前6月間【注1】に事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた次のサービス【注2】ごとの回数の中に、同一のサービス事業者によって提供されたものが占める割合（上位3位まで）

【注1】訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護

【注2】前6月間・・・毎年度2回、次の期間に作成された居宅サービス計画を対象とし、説明にあたっては、直近の①もしくは②の期間のものとする。

① 前期（3月1日から8月末日）

② 後期（9月1日から2月末日）

令和3年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol. 3）（令和3年3月26日）

問111 今回の改定において、ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、利用者に、前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与（以下、訪問介護等という。）の各サービスの利用割合及び前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護等の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合（以下、訪問介護等の割合等）の説明を行うことと定められたが、具体的な説明方法として、どのような方法が考えられるか。

（答）

- ・例えば、以下のように重要事項説明書等に記載し、訪問介護等の割合等を把握できる資料を別紙として作成し、居宅介護支援の提供の開始において示すとともに説明することが考えられる。
- ・なお、「同一事業者によって提供されたものの割合」については、前6か月間に作成したケアプランに位置付けられた訪問介護等の各事業所における提供回数のうち（※同一事業所が同一利用者に複数回提供してもカウントは1）、同一事業所によって提供されたものの割合であるが、その割合の算出に係る小数点以下の端数処理については、切り捨てても差し支えない。

<記載例>厚生労働省のQ&Aに記載の内容

<例>
 ※重要事項説明書
 第●条 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりである。
 ※別紙

別紙			
① 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合			
訪問介護	●%		
通所介護	●%		
地域密着型通所介護	●%		
福祉用具貸与	●%		
② 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合			
訪問介護	○●事業所 ●%	□□事業所 ●%	△△事業所 ●%
通所介護	△△事業所 ●%	××事業所 ●%	○○事業所 ●%
地域密着型通所介護	□□事業所 ●%	△△事業所 ●%	××事業所 ●%
福祉用具貸与	××事業所 ●%	○○事業所 ●%	□□事業所 ●%

<記載例2>案 (別紙にすることも可能です。また、法人名の記載は任意です。)

(前6月間のサービス提供状況)
 利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者等に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならないこと等を踏まえ、対象期間に事業所において作成した居宅サービス計画について、以下の公表をしています。

(1) 対象期間 前期 (3月1日から8月末日) 後期 (9月1日から2月末日) のうち、直近の期間
 (2) 公表内容

事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに、対象サービスが、それぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合と、事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた対象サービスごとの回数の中に、同一の事業者が占める割合を公表しています。

各サービス (位置づけられた割合)	提供事業者/事業所 (各サービスごとの回数に占める割合)		
	1位	2位	3位
訪問介護 (○%)	訪問介護○○ (○%)	訪問介護○○ (○%)	訪問介護○○ (○%)
通所介護 (○%)	デイサービスセンター○○ (○%)	デイサービスセンター○○ (○%)	デイサービスセンター○○ (○%)
福祉用具貸与 (○%)	福祉用具○○ (○%)	福祉用具○○ (○%)	福祉用具○○ (○%)
地域密着型通所介護 (○%)	デイサービスセンター○○ (○%)	デイサービスセンター○○ (○%)	デイサービスセンター○○ (○%)

各サービスごとの回数に占める割合の計算方法 (例)

【事例】ある月に、ケアプランを作成し、給付管理を行った利用者総数30人に対し、ケアプラン第6・7表に、訪問介護を位置づけた利用者が20人おり、そのうち訪問介護事業所Aを位置づけた利用者が15人、訪問介護事業所Bを位置づけた利用者が8人、訪問介護事業所Cを位置づけた利用者が5人いた場合
 ○事業所において作成された居宅サービス計画の総数…30
 ○対象サービスが、それぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数…20
 ○居宅サービス計画に位置付けられた対象サービスごとの回数
 訪問介護事業所A 15
 訪問介護事業所B 8
 訪問介護事業所C 5 ……これらを6月分集計し、割合を算出する。

【説明対象の利用者について】

- ・利用開始時の説明に加えて、令和3年4月以前に指定居宅介護支援事業者と契約を結んでいる利用者に対して下記の内容が示されました。

令和3年度介護報酬改定に関するQ & A (Vol. 3) (令和3年3月26日)

問112 今回の改定により、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等を説明することを義務づけ、それに違反した場合は報酬が減額されるが、令和3年4月以前に指定居宅介護支援事業者と契約を結んでいる利用者に対しては、どのように取り扱うのか。

(答)

- ・令和3年4月以前に契約を結んでいる利用者については、次のケアプランの見直し時に説明を行うことが望ましい。
- ・なお、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合について、当該事業所が、令和3年4月中に新たに契約を結ぶ利用者等において、当該割合の集計や出力の対応が難しい場合においては、5月以降のモニタリング等の際に説明を行うことで差し支えない。

5 報酬請求の確認

【退院・退所加算】

区分		○病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供
退院・退所加算 (Ⅰ)	イ	カンファレンス以外の方法により1回受けていること。
	ロ	カンファレンスにより1回受けていること。
退院・退所加算 (Ⅱ)	イ	カンファレンス以外の方法により2回以上受けていること。
	ロ	2回受けており、うち1回以上はカンファレンスによること。
退院・退所加算(Ⅲ)		3回以上受けており、うち1回以上はカンファレンスによること。

指導事例

- 退院・退所加算について、カンファレンスに参加した場合は、カンファレンスの日時、開催場所、出席者、内容の要点等について居宅介護支援経過等 [\(サービス担当者会議の要点\(第4表\)の活用も可能\)](#) に記録することに加えて、**利用者又は家族に提供した文書の写し**を添付することとなっていますが、文書の写しが添付されていない事例がありました。

当該カンファレンスについては、病院又は診療所の場合、診療報酬上「退院時共同指導料2の注3」(定められた職種が共同して指導を行った上で、文書により情報提供した場合)に算定するものとなっていますので、当該カンファレンスが該当するものであることを確認の上、利用者又は家族に提供した文書を確認し、写しを得るようにしてください。

写しを得られない場合は、その旨及び理由を居宅介護支援経過に記録してください。

<例> ・カンファレンスに係る会議の概要、開催概要、連携記録 等

○ 退院・退所加算

問 120 カンファレンスに参加した場合は、「利用者又は家族に提供した文書の写しを添付すること」としているが、具体例を示されたい。

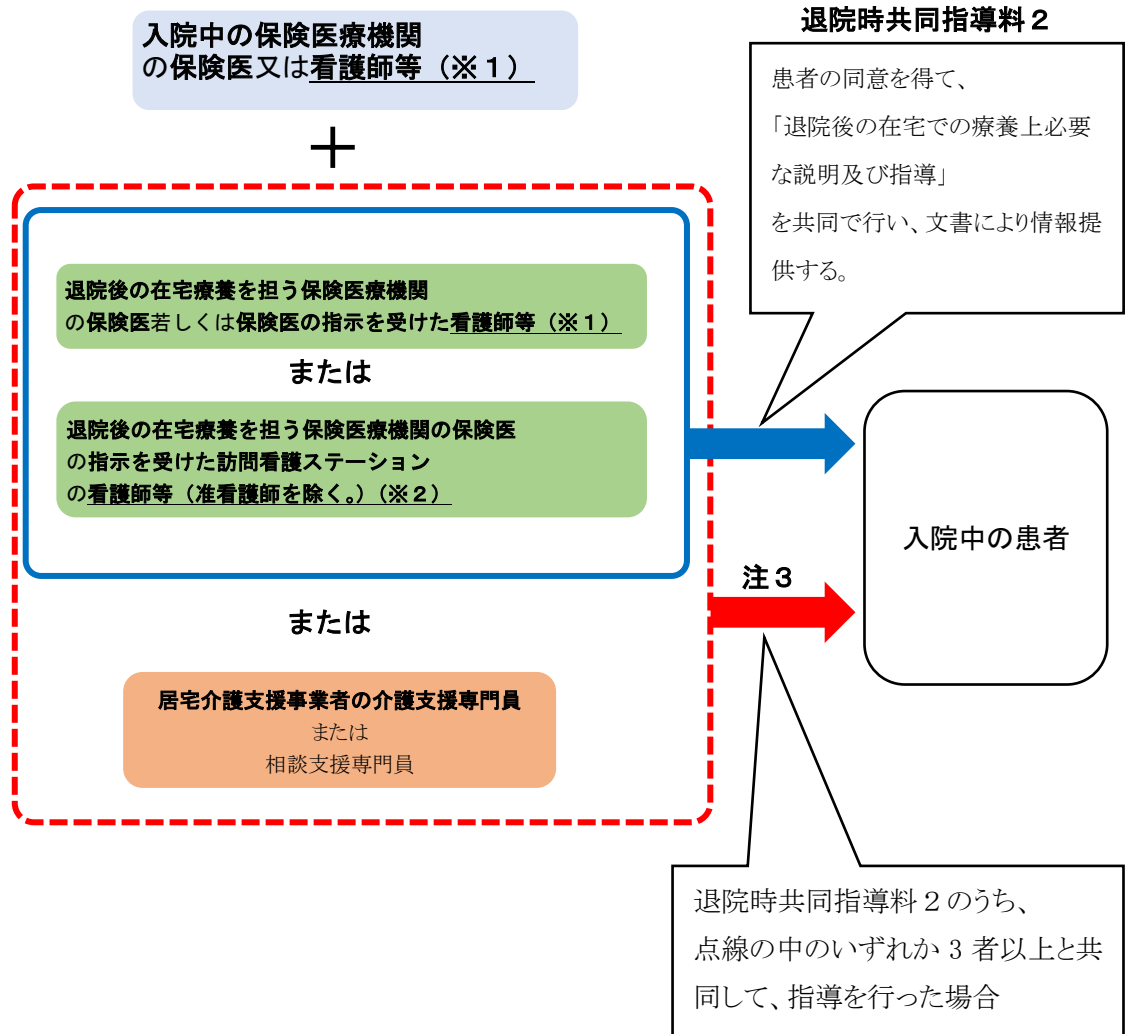
(答)

- 具体例として、次のような文書を想定しているが、これらの具体例を踏まえ、個々の状況等に応じて個別具体的に判断されるものである。
- なお、カンファレンスに参加した場合の記録については、居宅介護支援経過(第5表)の他にサービス担当者会議の要点(第4表)の活用も可能である。

<例>

- カンファレンスに係る会議の概要、開催概要、連携記録 等

退院時共同指導料 2 注3



※1 看護師、薬剤師、管理栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士
若しくは社会福祉士

※2 看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士

<改正事項>

病院若しくは診療所、地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護保険施設のいずれにおいても、カンファレンスは、退院・退所後に福祉用具の貸与が見込まれる場合にあつては、必要に応じ、福祉用具専門相談員や居宅サービスを提供する作業療法士等が参加するものとされました。